

複数年にわたる委託契約への  
スライド制度適用の手引き

[令和8年（2026年）3月]

函館市企業局

## 目 次

はじめに

1	制度の概要	1
2	対象契約	1
3	入札公告等における明示方法	1
4	契約締結時の注意点	2
5	スライド額の協議	2
6	スライド額の算出	4
7	変更契約時の留意点	6
8	変更契約後の延滞金および違約金の取扱い	6
9	導入時期	6
10	スライド協議フロー図	7
11	別紙1～別紙5	
12	様式1～様式6	

## 複数年にわたる委託契約へのスライド制度適用の手引き

### はじめに

---

これまで、複数年にわたる委託契約では、契約期間中の人件費の変動について、あらかじめ変動を想定して入札等を行っているものとして、契約金額の変更は行っていませんでした。しかし、近年の最低賃金の上昇率は大きく、契約期間中における上昇により、賃上げ原資の確保が困難となるなど、適正な労働環境の確保や安定的で質の高いサービスの継続に支障が生じる可能性があります。

このため、履行期間が複数年にわたり、その間に賃金変動の可能性がある委託契約のうち、役務の提供を受ける契約等を対象として、既に公共工事で採用しているスライド条項を参考にしたスライド制度を適用します。

本手引きは、複数年にわたる委託契約への賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）の適用にあたって、賃金の変動による契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や企業局および受注者における協議の進め方等を整理するものです。

### 1 制度の概要

---

複数年にわたる委託契約において、最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度。

### 2 対象契約

---

- (1) 函館市企業局契約規程第24条第2項のうち、清掃、警備（機械警備を除く）、施設維持管理、塵芥収集運搬、産業廃棄物収集運搬、し尿収集運搬、自家用電気工作物保安管理業務等の業務で単価契約を含む。（以下「対象契約」という。）
  - (2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約（施設維持管理を除く。）
- ((1)および(2)について、以下「対象契約」という。)

### 3 入札公告等における明示方法

---

対象契約は、入札公告・指名通知・見積依頼（以下「入札公告等」という。）に、次の(1)～(4)の方法で、対象契約であることを明記します。入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- (1) 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条

- 項を適用する契約である。」旨の文言を記載
- (2) 入札公告等に「入札等にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
  - (3) 仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付
  - (4) 契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）を添付

#### **4 契約締結時の注意点**

---

- (1) スライド条項適用契約であることの確認  
契約書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）、仕様書・業務処理要領に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2）を添付し、契約を締結します。
- (2) 業務委託積算内訳書の提出と確認  
契約締結時に、受注者から業務委託積算内訳書（別紙4）を提出いただき、積算の内容を確認します。

#### **5 スライド額の協議**

---

スライド額の協議は、別添「スライド協議フロー図」によるものとします。

##### **(1) 事前打合せ【企業局または受注者】**

対象契約について、スライド額の協議の請求可能日1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、企業局と受注者で事前打合せを行い、企業局が提示する「6 スライド額の算出」に基づき試算したスライド額や今後の手続きの進め方を確認し、(2)以降の手続きに係る準備を進めます。

##### **(2) スライド額の協議の請求【企業局または受注者】**

スライド額の協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回のスライド制度適用の基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能としますが、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要となります。

請求は、可能な限り早急に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」（様式1）により行います。（契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載し、提出が必要となりますが、この場合は協議を請求したことになりません。）

企業局がスライド額の協議を行う場合は、「賃金の変動に基づく契約金額

の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式1-2）により協議開始の承諾を求めます。

受注者が内容に異議のない場合は、回答期日（スライド額の協議の開始日から14日後（休日を含む。）の日とする）までに承諾書（様式4）の提出が必要となります。

- ・ 請求日…スライド変更の可能性があるため、企業局または受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- ・ 基準日…請求があった日から起算して、14日以内で企業局と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- ・ 残りの履行期間…基準日以降の履行期間。

### (3) スライド額算出の基準日および協議の開始日の設定【企業局】

企業局から契約金額の変更を希望した受注者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日および協議開始の日について（通知）」（様式2）により、スライド額算出の基準日およびスライド協議の開始日を通知します。

### (4) スライド額の協議【企業局または受注者】

算出したスライド額について、企業局と受注者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式3）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議の開始日から14日後（休日含む。）の日とする。）までに「承諾書」（様式4）の提出を求め、提出をもって変更契約を締結します。

回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、企業局から受注者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（通知）」（様式5）によりスライド額を通知し、通知日をもって、通知したスライド額により変更契約を締結します。

また、変動額が請求者負担分を越えず、スライド額が0円となった場合は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式6）により協議を行います。内容に異議がなく、協議が整った場合、変更契約は行いません。

なお、次回（2回目）以降のスライド協議についても、上記と同様に取り扱うものとします。

## 6 スライド額の算出

契約締結時に受注者から提出いただいた業務委託積算内訳書を基に次のとおり、スライド額を算出します。

### (1) 総価契約

履行開始日から12か月経過後に、企業局は契約締結時に提出された業務委託積算内訳書の直接人件費（未履行分相当額）（※1）に履行開始時点と基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率（※2）」を乗じて変動額を算出し、この変動額から変動前契約における未履行分の契約金額に

「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

また、前回のスライド制度適用の基準日から12か月経過後に請求が可能となる2回目以降の場合は、前回基準日に算出した直接人件費（未履行相当額）に前回基準日時点と今回基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、変動前契約における未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

※1 直接人件費：当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当および賞与に係る経費

※2 「最低賃金変動率」：変動後と変動前の最低賃金の差額を変動前の最低賃金で除したもの

### 【増額の場合】

$$\text{スライド額 (増額)} = \left[ \text{直接人件費 (未履行分)} \times \text{最低賃金変動率} \right] - \left[ \text{契約金額 (未履行分)} \times 1.0\% \right]$$

### 【減額の場合】

$$\text{スライド額 (減額)} = \left[ \text{直接人件費 (未履行分)} \times \text{最低賃金変動率} \right] + \left[ \text{契約金額 (未履行分)} \times 1.0\% \right]$$

賃金の変動率がマイナスの場合で、変動額から請求者負担分（未履行分に

「1.0%」を乗じた額)を控除した結果、スライド額がマイナスの場合は減額します。

(2) 単価契約

履行開始日から12か月経過後に、企業局は契約締結時に提出された業務委託積算内訳書の直接人件費の金額に履行開始時点と基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、経費合計に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

また、前回のスライド制度適用の基準日から請求が可能となる2回目以降の場合は、前回基準日に算出した直接人件費の金額に前回基準日時点と今回基準日時点の北海道最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、経費合計に「1.0%」を乗じて算出した請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

なお、スライド条項(別紙3)第1条第2項「変動前未履行分契約金額」は「契約時に提出された業務委託積算内訳書の契約単価」と、「変動後未履行分契約金額」は、「契約時に提出された業務委託積算内訳書の契約単価を基準日時点で再算出した単価」と読み替えます。

【増額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(増額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の金額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の経費合計)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

【減額の場合】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \text{(減額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変動額} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の金額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{契約金額} \\ \text{(業務委託積算} \\ \text{内訳書の経費合計)} \\ \hline \end{array} \times 1.0\% \\ \hline \end{array}$$

【スライド額算出にあたっての留意事項】

- ・スライド額は、直接人件費の変更について行われるものであり、従事者人数の変更については考慮しません。
- ・消費税および地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行います。(単価契約の場合を除く。)

- ・最低賃金変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入します。
- ・変動額，請求者負担等の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入します。

【例】消費税等相当額：56,000.876… ⇒ 56,000円（※1円未満を切り捨て）

最低賃金変動率：0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000円（※1円未満を四捨五入）

## **7 変更契約時の留意点**

---

企業局と受注者で協議が整い次第，速やかに変更契約を締結します。

変更契約の際，「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙5）を受注者へ渡し，本制度の趣旨を十分に説明し理解いただいたうえで，労働者への賃金の引上げ等について適切に対応するよう依頼します。

## **8 変更契約後の延滞金および違約金の取扱い**

---

本制度の適用により，契約金額を変更した場合は，変更後の契約金額を基に算出します。

## **9 導入時期**

---

令和8年4月以降に履行開始する契約を対象に導入します。

なお，すでに契約済みの案件は，本制度の対象外とします。